

答 申 書

『ごみの減量・資源化のための施策について』

平成26年12月18日

指宿市廃棄物減量等推進審議会

1 はじめに

平成24年10月指宿市長から「ごみの減量・資源化のための施策について」諮問を受け、平成24年10月から平成25年3月まで5回にわたり審議を行い、指定ごみ袋価格改定などごみの減量・資源化のための施策について答申書として市に提言しました。

当審議会では、平成26年10月に前審議会以降のごみ排出量の推移、資源ごみ分別細分化等の取り組みの報告を受けて審議を行い、ここに「ごみの減量・資源化のための施策について」さらに市に提言します。

2 指宿市のごみの現状

平成25年3月の答申後のごみの減量化については、平成25年6月号の広報紙から、「みんなのかんきょう広場」と題してごみ関係の情報コーナーを設けてごみの現状や減量・資源化について情報が発信されています。

ごみ減量化のための施策として、「カセットボンベやスプレー缶」「小型家電」を資源ごみに、「蛍光灯・乾電池」を有害ごみとして収集が始められました。

次に、ごみの減量及び減量意識の高揚を図るため、平成25年度から27年度の3年間に限り、資源ごみ分別収集地区報償金を1.5倍にして還元する取り組みが行われています。

次に、生ごみを処理するための、生ごみ処理機器購入補助の拡充や事業所用の補助制度も実施されています。

このような取り組みが行われていますが、平成20年度から平成25年度までの指宿市のごみ排出量は横ばいで推移しています。市民1人1日当たりのごみ排出量やごみのリサイクル率もさほど改善が見られず、県内19市のなかでも下位にあります。

また、指宿広域市町村圏組合が事業主体となる「管理型最終処分場」や「新ごみ処理施設」の建設も進められています。

3 ごみ減量・資源化のための施策について

ごみ減量・資源化のためには、市民・事業者の協力が必要不可欠であります。

また、指宿広域市町村圏組合へ支払うごみ処理施設維持管理負担金はごみ排出量に連動しています。さらに、焼却灰等を処分する管理型最終処分場の埋め立ては15年間の計画であり、ごみ減量化は今後の財政運営上も重要なポイントになってきます。

このようなことから、指定ごみ袋の価格改定等を実施し、経済的インセンティブによるごみの排出・発生抑制が必要であると考えます。

(1) 指定ごみ袋の価格改定

指定ごみ袋価格改定は、家庭や事業者の皆さまに「ごみ減量や資源化への意識」を考える機会となり、ごみを減らそうという行動を期待するものです。

このため、指定ごみ袋価格改定をすみやかに実施すべきであると考えます。

指定ごみ袋価格改定

区分	品名	サイズ	現行 (税込み)	家庭用	事業用	備考
指 宿 市	燃えるごみ	特大	25.5 円	51.0 円	51.0 円	家庭用、事業用とも現行の2倍
		大	18.4 円	36.8 円	36.8 円	
		小	11.2 円	22.4 円	22.4 円	
指 定 ご み 袋	燃えるごみ (紙おむつ用)	小	—	11.2 円		高齢世帯や子育て世帯に配慮し、 現行の小袋と同額
指 定 ご み 袋	燃えないごみ	特大	25.5 円	51.0 円	51.0 円	家庭用、事業用とも現行の2倍
		大	18.5 円	37.0 円	37.0 円	
		小	11.2 円	22.4 円	22.4 円	
指 定 ご み 袋	資源ごみ	特大	23.5 円	8 円	8 円	資源化誘導のため家庭用、事業用とも 現行の3分の1
		大	17.4 円	6 円	6 円	
		小	10.2 円	4 円	4 円	

(2) 「生ごみ処理機器」購入補助の延期・拡充

事業所等の生ごみ処理機器の導入は、現時点では、指宿市清掃センターや穎娃ごみ処理施設に直接搬入する方が経費的に負担を抑えられるため、機器導入の検討には至っていないのが実情です。

指宿市の家庭ごみと事業系ごみの比率はおおよそ6：4であり、家庭ごみ同様に事業系ごみを減らす目的で、「生ごみ処理機器購入補助」が事業所用にも拡充されています。

しかし、平成26年度は購入金額の40%が補助されますが、平成27年度以降の補助制度はありません。

燃えるごみの約20%が生ごみで、生ごみの約80%は水分であることから、生ごみを減らすことは確実にごみ減量につながります。

このようなことから、「生ごみ処理機器購入補助」制度は家庭・事業所用共に延長・拡充すべきであると考えます。

4 附帯事項

今回の議論を通して、本答申内容を取りまとめましたが、建設される新ごみ処理施設の処理能力や管理型最終処分場の埋め立て期間にも限りがあることから、年度ごとのごみ排出量の推移を検証して、ごみ量が減らない場合においては、指定ごみ袋価格改定を検討することも必要との意見が出されました。

5 おわりに

本答申は、指宿市における「ごみの減量・資源化のための施策」について、その意義、必要性、施策の内容などについて検討した結果であります。その実施に当たっては、審議会での各委員の意見を十分に尊重したうえで、市民、事業所の理解と協力が得られるようにメリット・デメリットについて十分に周知・啓発を行い、取り組んでいただきたいと思います。

また、この答申をきっかけとして全ての市民の間にごみの減量・資源化、循環型社会形成の論議の輪が広がり、「ごみ問題」に対する認識や理解が高まれば幸いです。

平成26年12月18日

指宿市廃棄物減量等推進審議会

会 長	渡 瀬	貴 久	副会長	今 村	善 哉
委 員	大 前	慶 和	委 員	西 元	文 雄
委 員	園 田	トヨ子	委 員	伊 佐	幸 子
委 員	上 村	悦 子	委 員	上 川 路	澄 江
委 員	深 田	久美子	委 員	松 元	一 広
委 員	中 村	勝 信	委 員	細 川	明 人
委 員	福 永	昭 一	委 員	山 下	謙
委 員	徳 永	博 光	委 員	廻	政 興
委 員	牟 田	浩 一			